

日本赤十字九州国際看護大学 内部質保証に関する方針

本学は、本学の理念・目的の実現に向けて、自らが教育研究その他諸活動について、継続的・客観的に点検・評価を行い、質の向上に向けた改善・改革を推進するよう取り組み、その結果を積極的に公表するため、内部質保証の方針を次のように定める。

1. 基本的な考え方

1) 対象

内部保証の取り組みの対象は、本学の理念・目的、中期目標及び計画の枠組みを踏まえ、「三つの方針(3ポリシー)の策定に関する基本方針」をはじめとする各種方針等に則した教育、研究、社会貢献、学生支援、教育研究環境、組織・教職員体制等を含む本学が行うすべての活動(以下、「教育研究活動等」)である。

2) 責務

教育研究活動等の主体である学部・研究科並びに各センターを含む委員会等の各組織(以下、「各組織」という。)は、教育、研究、社会貢献などの活動分野の方針に沿った目的、計画を踏まえて活動する。自律的な自己点検・評価を行うことでそれらが適切な水準であることを確認するとともに、改善・改革につなげ質向上に努める。

3) 教育の質保証(アセスメントプランの設定)

教育活動に関しては、学修成果の可視化、3ポリシーの適切性および教育カリキュラムが3ポリシーに基づき機能しているかを点検・評価するために「アセスメントプラン」を策定する。アセスメントプランは別に定める。

4) 継続性のある点検・評価(定期的・総合的)

内部質保証のPDCAサイクルは、本学の理念、目的に基づき活動主体が行う教育研究活動等に、定期的かつ継続的な取り組みとして包含し展開する。教育カリキュラム等については、定期的にデータ収集等による点検を行う。その結果を踏まえて、教育カリキュラムの完成年次や中期目標・計画、認証評価のサイクルを考慮して、一定期間を経た後に、総合的な点検・評価を行う。

5) 組織的な取り組み

大学全体の内部質保証となるよう、全学・各組織・教職員レベルの3つのレベルでそれぞれの活動主体が点検・評価を行う。上位階層は下位階層の取り組みを点検し、権限と責任の下、承認または改善指示を行う。各階層は相互に連携し、大学全体で内部質保証に取り組む。

6) 客観性のある点検・評価(根拠データ、外部のステークホルダーの活用)

点検・評価にあたっては、エビデンスに基づいて行うため、活動主体はデータを収集、蓄積し、進捗状況を常に確認できるよう効率的にシステムを活用する。

また、大学基準協会等外部評価機関による評価結果、第三者評価委員会、卒業生・就職先のアンケート調査結果等外部のステークホルダーの視点を踏まえて点検・評価を行う。

7) 教職員の質の保証・向上

内部質保証の取り組みは、FD・SD活動に反映するとともに、教職員の業務および諸活動の評価に活用し、教職員の資質と能力の向上を図る。

2. 体制

1) 全学レベル：「質保証室」

全学レベルの内部質保証を実施するとともに、本学の内部質保証推進に関する最終権限と責任を負う組織として、学長を室長とする「質保証室」（以下「質保証室」という。）を設置する。

2) 組織レベル：「自己点検・評価委員会」

学部・研究科並びに各センターを含む委員会等の各組織（以下、「各組織」という。）の長において、自己点検・評価の実施を担う組織として、自己点検・評価委員会を設置する。

ただし、教育活動については、アセスメントプランに沿ってPDCAサイクルを機能させるため、学部では教授会、研究科では研究科委員会において、授業レベル、教育課程レベルで点検・評価を行う。

3) 教職員レベル：「教員職勤務評価委員会」/「日本赤十字社職員勤務評定 調整会議」

教職員の活動を自己点検・評価の実施を担う組織として、教員については、教職員勤務評価委員会を設置、職員については日本赤十字社職員勤務評定 調整会議を開催する。

4) 学外組織：「運営審議会」

本学の自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を担保するため、大学運営審議会は、毎年、第三者の視点から全学自己点検・評価結果及び評価システムに対する評価を行い、本学の諸活動の改善事項を提言する。

3. 手続き

1) 本学の使命、理念を踏まえ、全学レベル、組織レベル、教員レベルの各階層において、それぞれの使命や役割、計画等を上位階層の承認を得て整備する。

2) 各階層において、教育研究活動等の主体は、取組方針を踏まえ所管事項を実施し、その結果について、自己点検・評価するとともに改善案を作成する。

3) 各階層において、自己点検・評価結果と改善案を上位階層に報告する。上位階層はこれを点検し、承認または改善を指示する。下位階層は、指示に従い改善に取り組む。

4) 質保証室は、組織レベル、教員レベルの内部質保証の取り組みについて審議し、内部質保証のPDCAサイクルが機能していることを確認し、必要があれば、改善案を作成する。室長は評価・改善案を承認または代替案を決定する。

5) 学長は、定款や規程等に定める自己点検・評価委員会、経営会議、大学運営審議会、日本赤十字学園の審議を経て、大学としての最終決定を行い、組織の長等に対して、承認、改善指示を行う。

6) 各階層において、改善指示に基づいて改善を実施し、または、次期の計画に反映させる。

4. 情報公開（社会に対する説明責任）

広く社会に証明・説明するため、教育情報並びに自己点検・評価結果、外部評価結果、認証評価結果を、多様な媒体を用いて適切に積極的に公表する。

5. 本方針の見直し

本方針に基づく内部質保証の有効性や効率性を確認し、本方針は定期的に見直しを行う。

附 則この方針は、令和2年2月21日に制定され、令和2年4月1日から施行する。

附 則この方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則この方針は、令和7年4月1日から施行する。